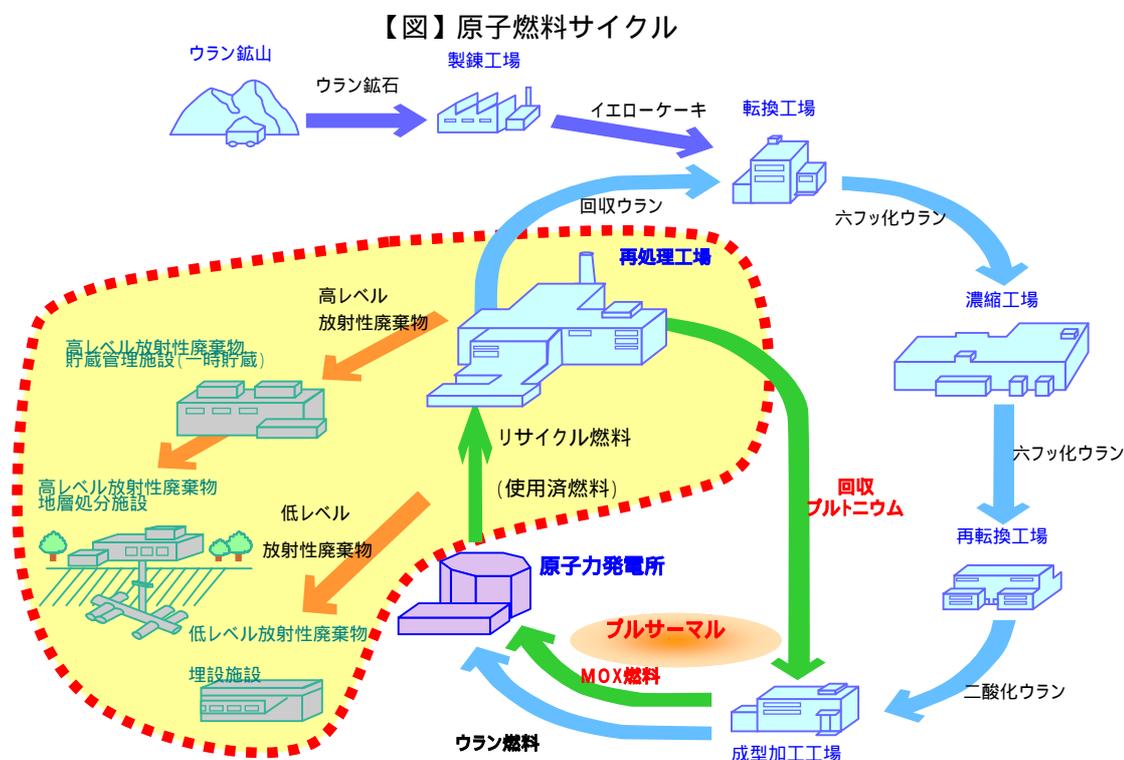


< 参考資料 2 >

原子力バックエンド事業について

平成17年10月1日に「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律」が施行されました。この法律により、従来の再処理費用に加え再処理施設の廃止措置に関わる費用等につきましても電気料金を通じてお客さまにご負担いただくこととなりました。

バックエンド事業・・・原子力発電に使用された原子燃料（使用済燃料）の処理・処分，再処理関連施設の解体・処分を行う事業（図の点線部分）



なお、今回の制度変更に伴い発生した新たな費用のうち、過去の発電に相当する部分（既発電分：平成16年度末まで）につきましては、受益者負担の観点から、一般電気事業者（電力会社）から電気を購入されているお客さまのみならず、特定規模電気事業者から電気を購入されているお客さまにもご負担いただくこととなります。